

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒115-0045 東京都北区赤羽1丁目52番1-501号田口ビル

税理士法人 石亀総合会計事務所

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 石亀 邦 俊



生成AI（人口知能）「チャットGPT」の 実用化による税理士業務への影響について？

会長 石亀 邦 俊

会員の皆様には、日頃より本会の会務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年も終わり新しい年を迎えようとしております。

本年は、約3年に亘る新型コロナウイルス感染症も下火となり、5類感染症に移行し、半年近くが経過しました。ようやく、コロナ禍の影響に改善がみられ回復基調にあるといわれています。しかし、取り巻く経済環境は決して良くなったとは言えず、経営難に苦しんでいる企業も多く大変厳しい状況にあります。その要因は、目に見えない要因が考えられるが、何と云っても円安、物価高、人手不足による人件費増、資材の高騰等が基因となっていると思われます。

当然のことながら、私たち会計人（税理士、公認会計士）にも影響を受けております。

前回、第34号の会報にて触れさせていただいたように、人材確保、会計事務所の事業承継問題、AI（人口知能）の発

達により税理士業務への影響等について問題提起をさせていただきました。

今回は、人口減少問題について問題提起をさせていただきます。我が国は大きな社会構造の変化の中にあります。それは、2008年にピークアウトした我が国の人口が年々減少傾向となり、少子化により若年層の増加が見込めないため、総人口に占める高齢者の割合が今後急速に上がっていくことです。特に生産年齢人口数（年齢15歳から64歳がまで）が、総人口よりずっと早い1995年に既にピークアウトしており、今後、急速に減少する見込みであるという事実であります。

「高齢社会白書」（令和2年版）によれば、令和2年（2020年）の生産年齢人口は7,406万人ですが、これが2040年になると5,978万人となり、2060年には4,793万人になると言われています。一方、65歳以上の高齢人口は2020年で3,619万人ですが、これが、2040年には3,920万人となり、2060年には3,541万人に減少すると言われています。

「中小企業白書」(2018年版)によると、1990年代後半には500万社以上存在していた中小企業は、直近では350万社を割るまでになっている。また、中小企業経営者の高齢化が進んでおり、経営者年齢別にみると1995年には47歳であったピーク年齢が、2015年は66歳となっている。経営者の新陳代謝が進んでおらず、このままでは団塊世代経営者の引退とともに廃業する中小企業が大量に発生すると危惧されている。ここにきて、事業承継の動きが活発になってきているが良い方向に進むことを望みたい。

税理士の将来を考える場合、この現象を頭に入れておく必要があります。

このような現象の間に我々会計人(税理士、公認会計士)も含まれるので、将来を真剣に考える必要がある。そこで、最近、こんな話を会計人の仲間から聞いた。現在、あらゆる企業で人手不足の話を聞いていますが、会計事務所(税理士、公認会計士)においても、人材の募集を人材あっせん会社等に頼んでも、実務経験豊富で有能な人材が現れず、困っているという話を耳にすることが多くなった。それから、人材あっせんに要する費用も高額のため依頼するのを避ける会計事務所も多いということです。

このような人手不足のなかで労働生産性を高めるにはITやDXを活用しながら、極力人が関与しない形で業務をすすめていくことを考えなければなりません。

特に今回は第35号の会報 別冊において、生成AIについて、どのようなものなのかを知る意味で、中央大学理工学部

物理学科 田口善弘教授に「生成AIの最近の動向と会計業務へのインパクト」と題した論文をお願いし執筆していただきました。タイトルは「・・・会計業務へのインパクト」と題しておりますが、文系職にどのような影響があるかについては付加的にしか述べられていません。それは、未だ、法学、経済、商学部系で専門的な理論研究がされていないので、税理士、公認会計士等文系職にどのような影響を与えるかは現段階では指摘が難しいと思われまます。是非、お読みいただき、お考えがありましたらご意見をお願い申し上げます。

2013年オックスフォード大学のマイケル・オズボーン准教授らが発表した論文『雇用の未来』は世界的に大きな反響を引き起こしました。

進化するAIやロボットが人間の仕事の代わりをする具体的な予想図を描き出し10年後になくなると考えられる仕事のリストが提示されておりました。その中に経理関連の業務が取り上げられ、税理士、公認会計士の未来について悲観的な情報が示されておりました。それによると、AIによる代替可能性は、弁護士1.4%、司法書士78%、公認会計士85.9%、税理士92.5%などと示されておりました。その中には、銀行業務、医療における診療業務、更には、弁護士業務や裁判官の仕事までが挙げられておりました。

弁護士業務、裁判官も挙げられておるとすると、税理士についても税法という条文の解釈を日常の業務とする点では、法律家と変わりのない仕事であります。そうであるならば、のんびり構えておら

れず早急に検討しなければならない問題であります。

依然、会報第30号において、AI（人口知能）が全ての業務を行えるわけではなく、税理士として働く分野や必ず残ると述べましたが、そのようになることを望みたいと思います。

いつも思うのですが、税理士会、所轄官庁等に臨むことは、税理士業務に係わる税理士法改正、税理士法関連法規や税

制問題、また今回のようなAIとの問題等々について、積極的な対応を国民のために取り組んでもらいたいものです。

（注）AIについての論文については、別冊にて中央大学理工学部物理学科田口善弘教授が詳しく論じられておりますので、参考にさせていただき、業務の一助にさせていただきたいと思います。

第25回全国大学会計人会サミット開催

第25回全国大学会計人会サミットが、去る11月10日（金）税理士三田会（主催）公認会計士三田会（協力）で開催された。会場は 慶應義塾大学三田キャンパスで行われた。中央大学会計人会から6名が参加した。

研修テーマは「地球温暖化と対処法を考える－環境税はどこまで貢献できるか－」と題してであった。講師は多田雄司氏ほか4名で行われそれぞれが項目ごとに発表された。

研修の概要については、「地球温暖化」問題について、環境税、排出権取引など経済的手段に基づく対処法等を紹介するとともに、今後の向き合い方に対する提言を行う。

出席大学会計人会は全部で22大学会計人会が出席され、全ての大学会計人会会員出席者95名と主催者発表がされている。

参考までに研修テーマの詳細は下記の

内容のとおりである。

1. 異常気象・土砂災害

平成30年7月 西日本豪雨
森林火災・気候変動
ハワイ・マウイ島 山火事

2. 環境問題に対する世界の動き

（1）世界の温暖化対策税

1990年 フィンランド 炭素税
1991年 スウェーデン 環境税制
（CO2税、法人減税）
1992年 デンマーク CO2税
（化石燃料と廃棄物に課税）

（2）国連気候変動枠組条約締結国会議

1992年 国連気候変動枠組条約
署名開始
1995年 COP 1 ドイツ・ベルリン開催
1997年 COP 3 『京都議定書』採択
2015年 COP21 『パリ協定』採択

- 2021年 COP26 英国・グラスゴー開催
 (3) 京都議定書とパリ協定の比較
 (4) カーボンニュートラルに向けた各国の目標

3. 我が国での取り組み

- (1) CO2排出ゼロは不可能である
 (2) カーボンプライシング (CP)
 炭素税、排出量取引、エネルギー諸税、クレジット制度、省エネ法など、FIT賦課金
 (3) 温暖化対策の始まり
 ・1990年 「地球温暖化防止行動計画」の策定
 ・1991年 「環境税研究会」の設置
 ・1993年 「環境基本法」の制定
 (4) 温対税導入の経緯
 2012年度 法案成立
 (5) 温暖化対策税の税収推移 (単位百万円)
 平成27年度 185,301
 平成28年度～平成30年度 27,000台
 令和元年度 261,089
 令和2年度以降24,000台に下降
 (6) 温暖化対策税 CO2削減効果
 価格効果 2020年において1990年比で約▲0.2% (約176万トン)
 財源効果 2020年において1990年比で約▲0.4%～▲2.1% (約393万トン～約2350万トン)
 (7) 温暖化対策税導入後の関係省庁
 経済界 (経団連)、経済産業省、環境省
 (8) 国を挙げての対策へ
 経済界 コストアップ、負担増大を懸念
 環境省 世界との足並みを重視

- 急速な温暖化&災害級の暑さ
 史上最高気温 (2018年41.1度)
 国を挙げての対策へ
 ・閣議決定 (2019年) 「パリ協定に基づく成長戦略～」
 ・菅政権 カーボンニュートラル宣言 (2020年10月)

現在の取り組み

- (1) 具体的政策
 1 税金・課徴金
 ・従来の主なエネルギー関係税金
 ・地球温暖化対策のための税
 ・森林環境税・森林環境譲与税・地方自治体独自の環境税
 ・FIT賦課金
 2 減税・補助金・温暖化対策の住宅税制
 3 排出量取引・カーボンクレジット
 (2) 結論
 結論①
 環境問題を解決するためには、どのようにすればよいのか?
 →社会構造の変革が必要
 結論②
 税は、どのように貢献しているか?
 →排出を抑制するためのハードル
 →社会構造の変革するための財源
 →国民の参加意識の高揚
 (副会長 徳重寛之記)